

令和4年9月

お客さま 各位

北星信用金庫

電子交換所の設立に伴う手形・小切手の代金取立について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会は、令和4年11月に「電子交換所」を設立することを決定し、これまで全国各地に設置されている手形交換所は廃止され、従来、人手を介して搬送している手形・小切手が「電子交換所」によって、金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結することが可能となります。

お客さまがお持ちの手形・小切手は引き続きご利用いただくことができますが「取立方法」の一部、および「払出可能日時」について、下記のとおり変更いたしますのでご案内いたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 取立資金のご利用可能日時の変更

種 類	入金日	ご利用可能日時
小切手 (同一店舗)	受付日当日	即日払戻
小切手 (当金庫本支店・他金融機関)	受付日当日	受付日の翌々営業日の午後
手 形 (同一店舗)	手形期日	手形期日の15:00以降
手 形 (当金庫本支店・他金融機関)	手形期日	手形期日の翌営業日の午後

※令和4年10月3日(月)以降に受け付けた、支払期日が令和4年11月3日(木)以降の手形・小切手から対象となります。

2. 個別取立の取扱い

電子交換所設立後はすべての手形・小切手が原則として電子交換所による交換扱いとなることから、支払期日が令和4年11月3日（木）以降の手形・小切手は個別取立扱いによる受付が出来なくなります。

※電子交換所に不参加の金融機関への取立、電子交換所に持出できない証券類については、引き続き個別取立の対象となります。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

政府の要請を受けて、金融業界を中心に産業界が一体となって、2027年3月末までに手形・小切手機能を完全に電子化することを目指しています。

お客さまにおかれましては、インターネットバンキング・電子記録債権（でんさい）等、電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以 上